

實行方法

- 一、内務省、文部省に要請し廣範圍なる請願闘争を起すこと
- 二、各公共團體及社會團體を動かし輿論を起すこと
- 三、議會に社會大衆黨代議士をして法案を提出せしめること
- 四、日本労働組合會議並に社會大衆黨と協力して闘ふこと
- 五、其他具體的方法は新任中央委員會に一任

交通事故特別裁判法制定促進に關する件

東京乗合自動車現業員會提出

主 文

我等は交通事故特別裁判法の即時制定を期す。

理 由

一般労働にありては其労働過程に於て多少の過誤ありたりとするも是れに依つて直ちに刑罰を受くるが如きは殆んど絶無である。然るに交通労働者は、たとへ其事故の性質が不可避的に近く被害者側に殆んど大部分の責任ある場合と雖も結果重き場合は必ず處罰さるゝのが近時の通例である。我等は等しく賃労働に生活するものが斯かる差別的待遇を受くるを遺憾とするものである。依つて可及的速かに交通事故特別裁判法の制定を望むものである。

實行方法

- 一、新任中央委員會一任。

全國労働會館建設に關する件

全國映畫劇場従業員組合提出

主 文

我等は全國労働組合同盟の城砦として労働會館の建設を期す。

理 由 (略)

實行方法

- 一、中央委員會の下に會館建設委員會を設置すること
- 二、其他具體策については中央委員會に一任すること

最低賃銀法制定要求に關する件

日本紡織労働組合提出  
關東化學一般労働組合提出

主 文

我々は最低賃銀法の即時制定を期す。